

規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(仮称)
規制の名称	住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業に係る規制強化
規制の区分	新設
担当部局	社会・援護局保護課
評価実施時期	平成30年1月
規制の目的、内容及び必要性	無料低額宿泊所やいわゆる「無届け施設」の中には、著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な施設に住ませ、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設も存在すると指摘されているところ。 規制の新設を行わない場合は上記の状況が改善されない。
直接的な費用の把握	事業者は管理者の設置や人員配置基準に則した人員配置等の所要の対応を行う必要がある。 行政は届出を確認する際の事務費用や改善命令を行う際の行政費用が発生する。
直接的な効果(便益)の把握	第二種社会福祉事業の運営の適正性が確保されるとともに、利用者保護が図られることとなる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	改善命令を行っても直ちに事業停止となるものではなく、施設の利用ができなくなるものではないので、副次的な影響はない。 なお、事業停止については従来から行えたものであり、今回新設となったものではない。
費用と効果(便益)の把握	規制の新設を行うことで事業者に一定の負担が生じるものの、規制の新設を行うことで第二種社会福祉事業の運営の適正性が確保されるとともに、利用者保護が図られることとなるため、規制の新設が必要である。
代替案との比較	改善命令の代わりに最低基準に違反した事業者について公表するという対応が考えられる。 この場合、事業者に対する直接的な処分とはならず、実効性の確保に問題があるため、採用案が妥当である。
その他の関連事項	社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書(平成29年12月9日) 3. 居住支援の強化(2)いわゆる「貧困ビジネス」の存在 ○ 無料低額宿泊所に対する規制は、現在、指針により、一人当たりの面積や構造設備、運営、サービスに関する基準が示されている。しかし、法に基づくものではないため、これを担保する措置が規定されていない。このため、指針に基づく基準を遵守し、生活困窮者等の自立促進に資する良質なサービスを提供する施設も、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設も外見上区別できず、玉石混淆となっている。 ○ 貧困ビジネス対策は、悪質な事業に対する規制と良質な事業に対する支援の両方の視点から検討することが重要である。無料低額宿泊事業については、利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、法律に根拠がある最低基準や、事業停止等以外の実効性のある処分権限を設けたり、事前届出制を検討するなど、法令上の規制を強化すべきである。なお、事前届出については、営業の自由との関係や無届け施設に対する指導のあり方についても留意して検討する必要がある。
事後評価の実施時期等	法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしている。